

令和元年霞台厚生施設組合議会
第 2 回 定 例 会 議 録

令和元年10月11日（金曜日）午前10時00分開会

議事日程

令和元年10月11日（金曜日）午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 議案第7号ないし議案第9号
 - 日程第5 一般質問
 - 日程第6 議案質疑・討論・採決
 - 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した案件

議事日程

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 議案第7号ないし議案第9号
 - 日程第5 一般質問
 - 日程第6 議案質疑・討論・採決
 - 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員 17名

1番 櫻井 茂 君
2番 植木 弘子 君
3番 久松 公生 君
4番 久保田 良一 君
5番 玉造 由美 君

10番 戸田 見成 君
11番 岡崎 勉 君
12番 田家 勇作 君
13番 山本 進 君
14番 荒川 一秀 君

6番 石井 旭 君
7番 川村 成二 君
8番 高安 能久 君
9番 小松 豊正 君

15番 田谷 文子 君
16番 澤 秀雄 君
17番 櫻井 信幸 君

欠席議員 0名

法第121条により出席した者

管理者 今泉 文彦 君
副管理者 島田 穰一 君
副管理者 坪井 透 君
副管理者 小林 宣夫 君
会計管理者 諸岡 広明 君

事務局長 小澤 喜蔵 君
総務課長 宮本 明 君
業務課長 高野 浩通 君
建設計画課長 嶋田 勉 君

職務のため出席した者

事務局次長 佐藤 博之 君
参事 鈴木 幸治 君
係長 比家 昌幸 君

係長 金田 匡博 君
主事 佐藤 貴紀 君

令和元年10月11日（金曜日）

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○議長（山本進君） 傍聴人の皆様にあらかじめ申し上げます。

傍聴に際しては、議事に対して賛否を表明したり声を出すことを禁じておりますので、厳にご注意願います。また、傍聴席への録音機材等の持ち込み及び使用は、固く禁じておりますのでよろしくお願い申し上げます。これらが守られない場合は退席を命じますので、ご承知おきください。

ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、これより令和元年霞台厚生施設組合議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりでございます。

(日程第1 会期の決定)

○議長(山本進君) 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(山本進君) ご異議なしと認め、さよう決しました。

(日程第2 会議録署名議員の指名)

○議長(山本進君) 日程第2、会議録の署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

16番 澤 秀 雄 君

17番 櫻 井 信 幸 君

の両名を指名いたします。

(日程第3 諸般の報告)

○議長(山本進君) 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、令和元年度議会管外行政視察研修について。

本年7月22日から23日の日程で、京都府宇治市の城南衛生管理組合が運営するクリーンパーク折居と大阪府寝屋川市のクリーンセンターを、今泉管理者のご参加をいただき、組合議員15名と随員職員4名の総勢20名で視察いたしました。

今回訪問した施設は、いずれも昨年竣工したばかりの新しい施設を対象に、主に施設の運転管理状況及び組織機構について視察した次第です。

次に、地方自治法第121条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	今 泉 君	事 務 局 長	小 澤 君
副 管 理 者	島 田 君	総 務 課 長	宮 本 君
副 管 理 者	坪 井 君	業 務 課 長	高 野 君
副 管 理 者	小 林 君	建 設 計 画 課 長	嶋 田 君

会計管理者 諸岡君

以上であります。

(日程第4 議案第7号ないし議案第9号の上程、説明)

○議長(山本進君) 日程第4、議案第7号ないし議案第9号を議題といたします。

直ちに管理者から各議案に対する提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者(今泉文彦君) 本日、ここに提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第7号・令和元年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第1号)について。

本案は、現在進めております新広域ごみ処理施設周辺環境整備事業のうち道路拡幅整備につきまして、本年度の発注を予定する工区の一部で標準的な工期に照らし十分な工期が確保できないため、早期完成を目指す上でも工事を継続して実施できるよう繰越明許費を設定するものであります。

次に、議案第8号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

本決算につきましては、過日監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定に付すものでございます。

平成30年度歳入歳出決算の総額は、収入済額17億4,627万4,980円、支出済額15億9,216万4,626円で、歳入歳出差し引き残額1億5,411万354円となっております。

なお、平成30年度決算の詳細につきましては、提出いたしました決算書類等のとおりでございます。

次に、議案第9号・霞台厚生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて。

本案は、地方公務員制度の改正に伴う一般職の会計年度任用に関する規定を整備するため、石岡市の規定に準じ新たに制定するものでございます。

十分ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(山本進君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

(監査委員決算審査報告)

○議長(山本進君) 次に、監査委員から平成30年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算について、審査の経過並びに結果の報告を求めます。

監査委員・高安能久君。

○監査委員（高安能久君） それでは、ご報告いたします。

平成30年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書及び証書類、その他政令で定める書類について審査を実施いたしましたので、監査委員を代表してご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成30年7月13日、管理者から審査に付されました平成30年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について審査をいたした次第でございます。

審査に当たっては、関係諸帳簿並びに証拠書類等により照合を行うとともに、計数の正確性、支出の適法性、予算の執行状況について、関係職員の説明を求めながら総括的に執行いたしました。

その結果、審査に付されました決算書類等は、いずれも関係法令の規定に従い適正に調製されており、計数は正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要について申し上げます。

平成30年度一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額17億4,627万5,000円、前年度と比べまして92%の増でございます。歳出決算額15億9,216万5,000円、96.9%の増で、繰越明許費総額は3,090万5,000円を差し引いた実質収入額は1億2,320万5,000円の黒字であります。

また、前年度実質収支額1億67万5,000円を差し引いた本年度の単年度収支額は2,253万1,000円の黒字で、さらに、財政調整基金積立金利子1万4,000円を加えた実質単年度収支額は2,254万5,000円の黒字となっております。

次に、事務事業に関して意見を申し上げます。

平成30年度の決算における多額の歳入歳出差し引き残額につきましては、構成団体との協議により適正に処理する考えであることを確認いたしました。

組合の負担金算定について、石岡市及び小美玉市で負担する既存施設の事務事業費の均等割が、合併前の3市町村で運営していた当時の算定方法を継続しているため、その早期是正を求めます。

資源回収有価物の売り払い収入についても、安定した売却状況にあると思いますが、より高い収入が得られるよう、さらに努力をしていただきたいと思います。

現有施設の委託費の中で、施設運転管理費や不燃物処理費に高額な経費が計上されておりますが、特に焼却灰の処理には、処分方法とコスト面の調査を十分に行い、焼却灰が有効に活用できるような処分の検討をお願いしたいと思います。

現在進めている大規模な広域施設整備事業については、地域の住民にもわかりやすい丁寧な説明をもって今後も進めていただくようお願いいたします。

そして、昨今の全国各地で整備されている大規模な施設に見られるように、ごみ処理施設周辺に多くの人が親しみを持って安心して集まり、憩えるような施設を整備していくよう節に要望をいたします。

以上をもちまして、平成30年度霞台厚生施設組合決算審査の報告といたします。

以上でございます。

○議長（山本進君） 以上で報告は終わりました。

（日程第5 一般質問）

○議長（山本進君） 日程第5、一般質問を行います。

質問は、通告によりこれを許します。

なお、質問は一括方式で行い、質問回数は2回、質問時間は1人30分以内とします。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） おはようございます。9番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

質問事項の第1は、新広域ごみ処理施設建設の進捗状況についてであります。

（1）消費税が10月から10%になったことで、建設費総額、周辺環境整備費、既存施設の解体工事費、中間置き場設置費用はどうなるのか。それらを合計した金額はどうなるのかお伺いいたします。

私たち住民が、例えば家を壊して新築する場合、一体どれだけのお金がかかり、それをどのようにして集めるのか、慎重に検討し、綿密に財源を明確にして実行に移すわけです。それなのに霞台の新広域ごみ処理建設につきましては、何度質問しましても全体像がはっきりしない。明確な答弁がない、あるいは答弁ができない。こういうことでは住民は納得できないわけです。供用開始の時期である2021年4月は目前です。

この際、消費税が10月から10%になったことも含めて、この事業にかかわる総額、すなわち建設分、そして運営分はどうなるのか。先ほど全員協議会では、東京電力との系統建設検討連携負担金が、消費税10%に計算したものが示されたわけであります。その財源はどのようにするのか、明解にお答えをください。

（2）中間置き場の設置計画はどうなっているのか。

先ほどの全員協議会でも示されましたけれども、なぜ、茨城美野里だけなのか。新治広域の関係になぜ設置しないのかお伺いいたします。

執行部のこれまでの説明では、広域化する前の霞台の現在の搬入車は、1日当たり平均で190

台とされております。そして、広域化して中間置き場をつくらない場合は、3市1町から450台もの車が殺到するとなると、中間置き場をつくった場合は298台になると説明されていました。これは自己搬入を含むのか。茨城美野里だけに中間置き場をつくると、搬入車両は何台になるのか。交通渋滞はどうなるのか。地域住民の環境、安全はどのように守られるのか。あわせて住民の立場に立って明解にお答えください。

(3) 霞台厚生施設を含めて3市1町内にある既存ごみ処理施設の解体の協議、解体費についてはどうなっているのか。

この問題について、私は、今年、平成31年第1回定例会に一般質問で、松戸市の解体費用は、ごみ処理能力1トン当たり605万円だったことを例に挙げて、現在の霞台が126トン、茨城美野里が105トン、新治地方広域が120トン、合わせて351トンになるので、これにトン当たり605万円を掛ければ21億2,355万円になると指摘をいたしました。明解な答弁はありませんでした。解体についてはどのように協議し、解体費はどのように見積もるのか、明解にお答えください。

以上が質問項目第1についての第1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長（嶋田勉君） ご質問の1、新広域ごみ処理施設建設費の進捗についてご答弁申し上げます。

1点目の消費税と建設費・工事請負費等の関係ですが、10月1日以降に引き渡しを受ける工事請負費等については、今年度4月以降に契約した工事請負等は新税率10%が適用され、昨年度までに契約した工事請負等は、経過措置の対象となり、旧税率8%が適用されるとされております。

また、現在、計画策定中の事業もございしますが、さきの定例会でご答弁申し上げた新ごみ処理施設建設工事費の契約額165億2,400万円、施工監理費等が約3億8,000万円、東京電力に対する電気接続に関する負担金が約4億4,000万円、道路改良工事に関する費用が約5億円、地域還元施設に関する費用が約6億円以内となるよう努めてまいります。

次に、(2)についてご答弁申し上げます。

中間置き場につきましては、中間置き場の整備・運営に関する基本計画（案）がまとまりましたので、さきの全員協議会で報告させていただきました。

これまでの協議において、中間置き場の設置については、霞台厚生施設組合で策定した一般廃棄物処理施設整備基本構想の中で、ごみ処理広域化に伴う搬入車両台数を平準化し、地元住民の安心・安全な生活を確保するとともに、施設が遠方化する住民への負担軽減策を目的として設置することとしたことなどから、現在の茨城美野里環境組合クリーンセンター敷地となったものでございます。

次に、（３）についてご答弁申し上げます。

既存のごみ処理施設の解体につきましては、具体的な解体費用など、それぞれの団体において算出することになると思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

また、本組合の解体撤去につきましては、構成団体と協議を開始したところでごさいます、今後、具体策を検討し、議会にも随時報告しながら進めてまいります。

以上です。

○議長（山本進君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 2回目の質問をいたします。

答弁の中で、今年の4月からのものは10%、ちょっとよく理解できなかった10%になる。昨年の関係は8%になるということはあったんだけど、私が聞いているのはそういうことを聞いているんじゃないです。

実際に工事をするとすれば、例えばこの新ごみ処理施設の整備も、建設分、これは153億円になっていて、それに8%かかったのが我々に示された額でありまして、165億2,400万円。さっき言われた。それから運営分は、117億円が8%にかかって126億3,600万円になるという数字までは明らかになっているんだけど。だから、今、担当課長が言った、4月からは10%で、マイナス8%と言うのであれば、この額がどのように変わるのかを聞いているんです。金額を、そうでしょう実際に建物をやるほうを言ってるわけであってお金が幾ら、10%になった関係で上がるのかということのを正確に捉えなければいけない。財源をどう集めるかも非常に曖昧なわけです。だから、それを聞いているので、それを答えていただきたい。それが一つです。

それから、じゃ、そうなれば、少し増えた額を、財源をどういうふうに補填するのか、どういうふうに考えていますか。お答えください。

そして、その中で重要な財源は循環型社会形成推進交付金ですよね。これまでは、この額は54億7,560万円というふうになっております。この額は変わるのか、変わらないのか。

そして、さらに平成30年度の決算では、この循環型社会形成推進交付金は、決算では、4億2,748万1,000円が決算で出てきます。そして、その前は出てこないですね。今年度、令和元年度の予算では22億5,758万7,000円が出てきます。予算化されています。そうしますと、残りが幾らになるかという27億9,053万2,000円になるんです。これは全額、令和2年度に移行されるんですか。それともそうではないんですか。

だから、循環型社会形成推進交付金が増えないことを前提とすれば、皆さんがおつくりになった全体及び3市1町の債務負担行為設定額、これはどうなるんですか。これはどのように増やして、全体の債務負担行為が増えて、その中でこの循環型社会形成推進交付金を充てて、残りを3

市1町の割合に基づいて掛けて足すわけですよ。そうすると、石岡にとっては債務負担行為がどれくらい増えるのかと、こういうふうになるわけですよ。そうならないと、具体的に全くわからないです。

この(1)に関する最後の質問は、補正はどうするんですか。額は変わるわけでしょう、先ほど言ったように、東電のやつだけでも10%加算していますから、増えるわけですよ。増えるというか、実際には少し下がるようになっていますけれども、変わるわけですので補正が必要になるわけです。補正は、どうするの10月1日から、消費税、当然上がった場合には、10月以降の議会は全部補正を組んでるわけですよ。全く出されていないですよ、その補正予算。いつやるんですか、これ。いつの議会でやるつもりですか、これは。そうしないと責任が大きくて、持てないと思うんですよ。そのことを(1)に関しては質問いたしますので、2回しか質問できないから明解に答えてください。

それから、(3)のものに関しましては、新治地方広域事務組合の解体費用です。これは新治地方広域事務組合ではね、解体費用はもう既に出されていると私は聞いております。しかし、公表はされていない。ことしの3月末、委託設計済みで成果品は出ていると。しかし、公表はされていない。しかし、茨城美野里環境組合では、これは設計済みなんですか。実際には。あるいは全く委託設計も出していないですか。そして、なぜ、霞台厚生施設組合は解体費用の設計委託をしないんですか。これでは、新広域ごみ処理施設建設にかかわる本来の総費用、3市1町分の全体像はわからないではないですか。建設にかかわることであるわけですから、これは、霞台厚生施設組合としてもですね市民に対して全体像を示す責任が、私はあると思うんです。これに対して管理者はどのようにお考えなのか、説明を求めます。

以上、2回目の質問です。

○議長(山本進君) 事務局長・小澤君。

○事務局長(小澤喜蔵君) それでは、小松議員の2回目の質問に対しまして、ちょっと質問への漏れがあった場合には追加でご説明させていただきます。

まず、消費税につきまして、先ほど嶋田課長のほうから説明がありましたように、本年の3月31日までに契約をしたものと、4月1日以降の契約分以降のもので消費税の税制上の制度が決まっております、今年4月1日以降に契約をして10月1日以降に引き渡しを受けるものについては、10%ということが制度として示されております。

先ほど新ごみ処理施設建設工事費の契約額165億2,400万円がどうなるのということですが、これは平成29年9月25日に契約しておりますので、この後、10月1日以降に引き渡しを受けるわけですが、それにつきましては、従前のおりの経過措置といたしましての8%

で支出となります。ですから、先ほども申しました契約額165億2,400万円、これにつきましては変更はございません。

それとともに、運営について、じゃ、どうなるというようなことになりますけれども、運営のほうにつきましては、役務の提供を受けた時点から10%となつてまいりますので、この消費税の増額分については影響を受けてくるというふうに理解されているところでございますし、この基本契約書の中においては、消費税変更分についての条項がございますので、その時点での消費税で支払っていくというような契約になってございます。

また、先ほど債務負担行為のご質問もございました。

債務負担行為につきましては、多年度にわたる債務に対しての枠を確保するというようなことでございますので、今後、必要な状況になれば、当然、債務負担行為の見直し等も必要になってくることになるかと考えております。また、先ほど東京電力負担金のご質問でございますが、先の全員協議会でお話ししましたように、今回、工事費負担金が約4,000万円減額となります。その支払いは令和2年度の末を予定してございますので、今回の補正になぜ上げないのかというようなご質問ございましたが、これは令和2年度の、工事費負担金の支出となりますことから、その負担金としての予算を令和2年度の当初予算で確保してまいるというふうなことになってまいります。

また、財源につきましてのご質問もございました。

交付金等、有利な財源を確保するというようなことで、令和2年度までの交付申請をしている状況でございますけれども、現在、その循環型交付金の対象となるのは、あくまでも工事費等の部分でございますが、その総額につきまして、先ほど議員お示しのとおり、約54億円というようなことでございますが、後ほど質疑の中でも同様の質疑をいただいておりますので、そこでもまた触れさせていただくことにはなりますが、現時点におきまして、59億円まで交付金の額を増額する形で、現在、環境省と調整を図っているところでございます。

それから、解体費用の件でございますが、新治広域事務組合と茨城美野里の環境組合のほうの解体費用の件に触れられましたが、前回以前の議会等でも答弁をさせていただいたように、霞台以外の各組合における解体費用につきましては、各組合の構成団体において協議し、実施されるというのが原則ということで、ご説明をさせていただいております。

では、なぜ、霞台の解体設計に、今、入らないのか、それでは不明確なままではないのかというようなご質問でございますが、その解体設計の委託費も循環型交付金の対象となるというふう聞いてございますので、現在、第1期といたしまして、令和3年3月31日までの整備工事を第1期工事として環境省のほうに地域計画を上げながら、循環型交付金としまして、先ほど申しま

したように約59億円の交付金を検討いただきながら進めているところですが、その解体につきましても、令和3年度以降の計画のほうに入れて、しっかりと小さな経費で大きな効果を生むような計画にしていまして、各構成団体の負担を少しでも和らげるようなことを念頭に置きながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 新ごみ処理施設に關係する財政の問題でありますけれども、今、事務局長が明解に答へましたので、そのとおりであります。

以上です。

○議長（山本進君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 3回はできませんので終わるしかないんですけども、そういうのがあればペーパーでみんなに示せばいいんですよ。こうなると。口頭では本当にわかりづらいです。

次に、質問事項の第2、地域還元施設の建設について質問いたします。

（1）地域還元施設はどこにつくるのか。

モデル候補地AとBと。結局、前回の会議の全員協議会で示されましたように、霞台厚生施設組合の敷地内につくるというのが結論だと、ということが聞きました。しかし、その敷地内のどこに、いつ建設するのがはっきりしておりません。具体的にこの地域のどこに、いつつくるのか、これをお答えください。

それから、（2）ごみ焼却熱について。

計画段階では、私は何度も質問するんですけども、これは地域還元施設の温浴には使わない、全部、全て熱発電に使うんだというのが執行部の答弁でありました。しかし、同敷地内に、この霞台厚生施設組合敷地内に、地域還元施設、その中に温浴施設を設置することになるわけなんですから、ここで燃やしたごみを使わないということは非常に常識では成り立たないと思うんですよ。だから私は、そういう意味で焼却熱は活用すべきだと思います。

それで、皆さんがおつくりになった地域計画ってありますね。地域計画を全部読んで見ると、その7ページにこのように書いてあります。余熱はごみ発電や温水などに利用し云々と書いてあります。明解に書いてあるわけです。

ですから、正式な地域計画、ここに書いてあるわけですから、ここで燃やしたごみをここで使わないとならないわけであって、そういう意味で私は、今までの答弁の変更を求めます。答弁を変更してください。計画の変更を求めるものです。

ごみ焼却熱を地域還元施設の温浴施設に利用するように、新ごみ処理施設建設計画の一部を、

今、計画ができ上がってやっているから、なかなかタイムラグがあるから難しいんだというようなことを聞くことがありますけれども、計画一部修正して、本当に常識にのっとった、ごみ焼却熱を活用して地域還元施設をつくり、住民に喜んでもらうと。それが非常に、やっぱり私は常識的な考え方だと思うんですけども、どうですか。管理者の説明を求めます。

それから（３）ですけれども、白雲荘を利用していた住民が、ご存じのように、新治広域事務組合のふれあいの里を利用すると500円払わなければならないんです。関係住民が差額300円を何とか補助してもらえませんかという要望が強くて、私も何回か要望したことがあります。その後、これはどうなっていますか。

白雲荘をですね閉鎖したのは2017年4月だと思います。ですから、既に2年6カ月経過しているんです。その間、関係住民は、広域ごみ処理場をつくるから何とか理解してくれという非常に公的な理由のために、関係住民は多大な不利益をこうむって2年6カ月過ぎているわけです。ですから、関係住民の要望する差額、1人300円の補助、いつ実現するんですか。この際、明解に答弁してください。

私は、この問題は今年の第1回定例会の一般質問でも取り上げました。改めて議事を読みます。どういう答弁だったか。次のように書いてあります。

担当者の答弁は、次のようなんです。「石岡市並びに新治広域組合の協議を見守っていきいたい」という答弁なんです。管理者はどういう答弁をしておるか、議事録にはこう書いてあります。

「協議を早く進めるようお話をしていきたい」と。私はこれを読んで、管理者の言葉としては、全くこれはねちょっと人ごとではないか、どうなのかなと。第三者的なご答弁、ちょっと私は納得できません。

霞台厚生施設の管理者は市長でございまして、霞台厚生施設の最高責任者です。そして、新治広域事務組合の副管理者ではないですか。だから、このようなやっぱり公的な理由のために、多大な人が不利益をこうむって、何とかやりますというように言っているんですけども、引き延ばされてくると。

それで、今年の2月の第1回定例会、こういう答弁がありました。私はですね、やっぱり管理者がね、これはそうだから、これは新たな施設ができるまでの間だから、これはやっぱり最高責任者である管理者が決断して、関係者に協力を求めればそれで済むことなんじゃないですか、これは。なぜ、求めないですか、これは。明解にこれも答弁をお願いします。

以上が第1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長（嶋田勉君） ご質問の2、地域還元施設の建設についてご答弁申し上げます。

1点目について、まず、現在の地域還元施設の進捗状況でございますが、平成30年度において地域還元施設等基本構想を策定し、基本的な整備方針を示しております。本年度においては、地域還元施設等整備基本計画の策定に向け、地域還元施設等検討委員会において引き続き検討を進めているところでございます。

建設予定地でございますが、さきの全員協議会において霞台厚生施設組合敷地内とご報告させていただきましたが、昨年度、小美玉市から無償譲渡いただいた土地を候補地として、現在、地質調査等を行っており、結果等も踏まえ、建設予定地を確定してまいりたいと存じます。

また、建設時期でございますが、基本構想において、霞台厚生施設組合敷地内のモデル候補地Aの場合は、令和5年度内の供用開始を目標とした案を示しておりますが、現在、策定しております基本計画の中で、より具体的なスケジュールを検討してまいります。

次に、(2)についてご答弁申し上げます。

これまでも答弁させていただいているとおり、新ごみ処理施設工事発注に当たり、発注時点で還元施設への余熱等の供給については、施設の規模や内容、建設地等が確定していなかったため、発電した電気の余剰分に関して、東京電力会社等に供給・売電することにより有効利用を推進するとして発注した経緯がございます。

新施設建設の9月末の進捗状況ですが、土木建築工事は約32%完了しており、来月からはプラント工事に着手いたしますので、ご理解をいただければと存じます。

次に、(3)についてご答弁申し上げます。

石岡市及び新治広域事務組合において引き続き協議をしていると伺っておりますが、当組合としましては、その協議を見守っていきたいと存じます。あわせて、1点目でご答弁しましたとおり、地域還元施設の整備につきましては具体的に進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 小松委員のご質問の中で、熱の再利用について、還元施設の温浴施設等に使えるのではないかとということでもありますけれども、今、建設計画課長が申し述べたとおりでありまして、そのような流れで進んでおります。

それから、もう一つ、還元施設の整備について、これについても具体的にしっかりと努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本進君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 管理者に2回目の質問をしたいと思うんですけれども、これ、いろいろ検

討するという、この300円の補助ですね、これ、実際に、住民側からいえば、どういう場で、どういう会議で議論して、どういうことでこれが決まらないんですか。誰と誰が集まった会議で相談したんだけど、こういう逆の意見があって決まらないので延び延びになっているのか。あるいは、やっちはいると思うんだけど、具体的にこういうふうによく要求して、公的な理由のために多大な不利益をこうむって、住民側から見れば何で決まらないのと。誰と誰がこれ、やりましょといえれば決まるものなんですか。それをどういうふうにする、どの段階でどういう協議をしたんだけど、どういう意見があって決まらないのか。実際に、これどういう提案して決まらないのか。そのね理由をね明確に言ってもらわないと納得できないですよ、これは。2年6カ月もいわゆる不利益をこうむらされていて。検討する、だけど決まらない。なぜ決まらないんですか。どういう場で、どういうことで調わないんでしょうか。そのことをはっきりとしておかないとこれは納得できないので、そのことを第2回目として質問いたします。

○議長（山本進君） ただいまの小松議員の質問に対しては、所掌外ということで答弁が難しいかと思いますが、執行部のほうで。

○9番（小松豊正君） 所掌外ではないでしょう。管理者も先ほど答弁しているわけだから。管理者も、これ、協議をはやく、だから聞いているんです、だったらば、どこの部署で協議することになっているので、場違いなんですか。それを明確に言ってもらわないとよくわかりませんよ。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） それでは、所掌内容の範囲ということで300円の問題につきまして、2回目の質問の答弁をさせていただきます。

こちらにつきまして、当組合といたしましては、白雲荘の代替施設としての地域還元施設を早期に完成を目指すべく努力中とございまして、昨年度、基本構想を策定し、今年度はより具体的な基本計画を多くの意見を聞きながら策定中とございまして、一刻も早く作ってほしいという地域の要望に応えるためにも、地域還元施設の整備に心血を注ぎまして、しっかりと前に進めてまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

○議長（山本進君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） いや、そういう答弁では、全く場違いでしょう。それは当たり前というか。納得できない。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。

次の質問に移ってください。

○9番（小松豊正君） 納得できないですよ。だから、これははっきりと答えてもらわなければならないということです。

次、最後にですね2回しか質問できないから、最後に、質問項目事項の第3に移ります。

3R、リデュース、発生抑制、リユース、再使用、リサイクル、資源化、この推進について霞台としてどう取り組むのかという問題です。

これは、3市1町のそれぞれの市長が責任持って取り組むという、やはり法律上の規定もありますけれども、何度も私はここで取り上げておりますように、しかし霞台はそっちは任せるんじゃないくて、霞台としてもですね役割を果たすと。3市1町と場合によっては協議をするとか、あるいはいろんな連絡するとか、そういうことで霞台施設としてもこの3Rに取り組むんだと、努力するんだというのはですね、これまでの管理者の答弁で明らかです。

そこで、(1) なんですけれども、この3市1町内で実施されているものとしまして、廃プラスチック類の資源化、新治広域でやっている、やっているわけですね。草木類もやっている。古布は石岡でも始めました。だから、この、いわゆる部分的にやられているものをよく学んで、霞台として学んで、そして、やっぱり積極的に最先端のほうに合わせていくと、一生懸命やっているところに合わせていくというのが、今、求められていると思うんです。ですから、どこでどのように行われて、どういうあたり3Rの成果ってゆうのかを、そういう意味で説明を求めます。

あわせて、この際、お聞きしたいのは、雑紙といいますか、これは雑誌、チラシ、私のところでは、月1回収収されていますし、チラシの中に雑紙が入るわけですけども、この分別はどうかの説明をお願いしたいと思います。

(2) 3市1町の一般廃棄物処理基本計画。これが全部できているわけですけども、石岡市の場合にはこれは平成26年3月に決まっております、1人1日当たりの家庭ごみ量は、平成20年度の676グラムに対して、平成30年度までに642グラム、平成40年度までに608グラムにすると、これを目標にしているわけです。これは全部、石岡以外の市町村も全部含めてやっているわけです。こういう計画と、霞台厚生施設組合の地域計画です。質問で一般廃棄物処理基本計画と書いてしまいましたけれども、これは霞台厚生施設組合では作っていないわけですし、地域計画なんですね。これは平成28年4月1日から平成33年、つまり令和3年3月31日まで5カ年計画になっております。この関係について説明を求めます。

(3) ですけども、事業所ごみは家庭から出るごみと異なり、工場とか、大きな事業所、同じ種類のものがまとまって大量に出されるという、そういう家庭ごみとは違う特徴がありますので、そこで徹底すれば、事業系ごみの資源化はかなり抜本的に可能なんです。事業系ごみを資源化すれば、事業系焼却ごみは限りなくゼロに近づけることができます。

その実践例が、いろいろと勉強してみますと、岩瀬恵美という環境資源廃棄物問題の研究者がいらっしゃいますけれども、その著書では、非常にすぐれた実践例として、多摩地域25市1町が

加盟している東京たま広域資源循環組合の活動があります。ここでは総ごみ量を10年間で15%減らし、可燃ごみを大幅に減らしています。では、なぜそうなるのか、その理由は、事業系の可燃ごみを大幅に減らすことができたという点にあるわけです。

そこで、質問ですけれども、霞台厚生施設組合では事業所ごみの分別、資源化の現状をどのように把握して、どのようにしようとしておられるのか説明をお願いしたいと思います。

次に、第4ですけれども、今、世界的にですね地球温暖化が大問題になっております。それから、海のプラスチックの汚染、食物連鎖でプランクトン、魚が食べ、そして人間が食べる、動物が食べる。これは健康に重大なですね被害を及ぼすという、大変大きな問題になっております。新広域ごみ処理場の2021年4月の供用開始に向けて、廃プラスチック類、草木類、古布の分別・資源化、これ、当然、私は新しい広域処理場もできるわけなんで、だからこそ英知を結集して、分別・資源化にも最先端の状況を作り上げ、そしてやはりいくべきだというふうに考えるわけです。

霞台として、さまざまな英知を結集して、さらに3Rを推進する目標をどう立てるのか、どのような決意をされているのか、そのことについてお伺いいたします。

1回目の質問です。

○議長（山本進君） 業務課長・高野君。

○業務課長（高野浩通君） 3番、3Rの推進についての（1）について答弁申し上げます。

廃プラスチック類でございますが、3市1町内で廃プラスチック類のマテリアルリサイクルを実施している地域は、石岡市八郷地区とかすみがうら市の全域でございます。資源化の対象となっているのは、プラスチック製品のうち容器包装リサイクル法に定められた容器包装で、新治地方広域事務組合環境クリーンセンターで処理後、容器包装リサイクル協会のほうに引き渡し、再資源化をされているというふうに伺ってございます。

草木類につきましても、石岡市八郷地区とかすみがうら市の全域で資源化をされております。資源化対象としているのは、新治地方広域事務組合環境クリーンセンターに搬入されました草木類ということで、直接搬入されたもののみでございます。これは専用ヤードのほうに荷おろしをした後、搬出用のコンテナに移しかえ、資源化業者のほうに引き渡しているというふうに伺ってございます。

また、古布につきましては、石岡市とかすみがうら市の全域で分別収集をされ、集積場から古紙業者さんのほうに直接搬入をされております。

続いて、3Rの推進についての（3）について答弁を申し上げます。

環境センターに搬入する事業系ごみの分別ですが、こちらは家庭ごみと同じ区分となっております。

います。

資源化の推進については、市町におきまして、市町が策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの分別を初め、事業者が行うべき3Rの推進のための施策を位置づけて推進することとされてございます。

また、各事業者はできるだけ多くの資源を分別して回収するよう、それぞれの事業形態に合わせて努力をしてございます。

環境センターに実際に搬入されます事業所から発生する事業系ごみにつきましては、組合のほうでも構成市町と協力をいたしまして、荷おろし検査等を不定期で実施いたしまして、分別の徹底や資源化向上のための指導を行っているところでございます。

次に、3Rの推進についての(4)について答弁申し上げます。

焼却量を減量するためには、これまで焼却処理していた廃棄物から資源になるものを分別回収し、リサイクルをすることが重要でございます。

資源化の目標達成につきましては、霞台厚生施設組合において、3市1町がごみの分別区分の一元化のための協議を重ねた結果、18品目という分別区分で整理されたところでございます。

今後、これまで3市1町のうち一部の地域でしか資源化されていなかった草木、古布、ガラス・陶磁器、蛍光灯・電球につきましては、全地域で資源化を実施するということになりました。また、全地域で単品回収が困難となっています紙パック、その他紙容器、乾電池・水銀体温計、使い捨てライターにつきましても、早期に単品回収を開始するよう、各市町で調整を進めることとなりました。

発電によりますエネルギー回収とあわせまして、ごみ分別区分の一元化によりまして、これまでよりも多くの資源を回収し、かつ埋め立て処分量も減量できるため、3Rの目標達成に大きく貢献できるものと期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長（嶋田勉君） ご質問の3、3Rの推進についての(2)についてご答弁申し上げます。

3市1町におきましては、各市町が作成した一般廃棄物処理基本計画を指針として、ごみの3Rの推進を図っております。

安定的かつ効率的な廃棄物処理システムの構築を目指して、新広域ごみ処理施設の整備・運営について、霞台厚生施設組合が、「霞台厚生施設組合地域 循環型社会形成推進地域計画」を平成27年12月18日に策定いたしました。

この地域計画でございますが、循環型社会形成推進を目指し、各市町が作成した一般廃棄物処理基本計画のデータ等をもとに、令和3年度を目標年次とする一般廃棄物等の処理の目標を立て、処理を行うための必要な施設整備として、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を令和2年度までに整備するものでございます。

また、この地域計画に施設整備などを位置づけることにより、循環型社会形成推進交付金の活用が可能となるものでございます。

以上です。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 私のほうから3Rの推進について、総括的にお話ししたいと思います。

今、各担当課長からそれぞれ答弁いたしましたけれども、質問についてはそういう内容であります。

総括的にお話し申し上げますと、一般廃棄物処理基本計画、それぞれの市町で作成したものがございすけれども、霞台厚生施設組合においてもそれを協議しながら、さらにレベルの高いものにしていきたいというふうに思っております。

ただし、一度にできるものとできないものがございす。段階的に発展させていくもの、あるいは地域性を考慮して整えていくもの、そういったものもあるかと思ひます。これはある意味では、もったいない精神を活用して、日本人のかつての暮らしを取り戻すような部分も出てくるかと思ひます。

昔、子どものころを思い出しますと、継ぎの当たったズボンを履いていたり、それから着物を工夫して再利用して、板に張ってもう一回使うとか、そういう再利用の考えも日本には古くからあったわけでありすけれども、そういったところに戻れるかと言われても、急に戻れるわけにはいきません。一定の時間が必要なものもございす。

そういったことで、できれば目立つところは、国内のモデルのごみ分別というところまでいきたいと思ひておりますけれども、3Rのさらなる推進に向けて努力してまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（山本進君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） ここで、全国的なもので考えてみますと、今度、新しく広域ごみ処理場を作った場合で、同時に石岡としましては発電目標もあるんです。電気が何万キロワットとあります。ただ、私はこの発電目標を第一に考えると、やはりこれは熱量が出るから、プラスチックを燃やせばいいというふうになっちゃうと非常にまずいと。だから、やっぱり今、市長が言われたように、あらゆる英知を結集して住民とも共同して、やはり3R、徹底的にやって地球温暖化を

防ぐ。それからいろんなプラスチック類を。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。

質問時間を超過しましたので、質問を中止してください。

○9番（小松豊正君） 思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（山本進君） 以上で一般質問を終結します。

（日程第6 議案質疑）

○議長（山本進君） 日程第6、議案質疑を行います。

質疑は、通告によりこれを許します。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従って議案質疑を行います。

まず、最初に、議案第7号・令和元年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）について質問いたします。

（1）繰越明許費として計上されている周辺環境整備事業費1億4,503万5,000円の内訳といたしますか、どういうものなのか、内容をご説明いただきたい。そして、繰越明許とする理由について説明を求めます。

それから、（2）翌年度に繰り越して使用完了できる根拠はどのようなものかの説明をお願いしたいと思います。

以上が議案第7号についての1回目の議案質疑です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長（嶋田勉君） 議案第7号・令和元年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）の1点目についてご答弁申し上げます。

今回の繰越明許費でございますが、周辺環境整備事業の道路整備事業として今後発注を予定しております石岡市道A5297号線から小美玉市市道玉21号線の大池付近までの道路延長が約170メートルの道路整備事業でございます。

概算事業費が1億4,503万5,000円、標準工期が約260日を予定してございます。

これからの発注を予定しておりますので、標準工期を約260日、約9カ月近く確保したいことから、令和2年3月の年度末までの工期設定が困難なことから繰越明許費を設定させていただきました。

次に、2点目の繰り越しできる根拠でございますが、地方自治法第208条に、会計年度及びその独立の原則が定められておりますが、その単年度予算の例外として、第213条に繰越明許費として「歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の自由にに基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越しして使用でき」とされておりますので、今回、繰越明許費を設定させていただきました。

以上です。

○議長（山本進君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） そうしますと、この170メートル、これは現時点においては買収も済んでいると。それから工事発注、業者も決まっていると。全部決まっているんだけど、遅れたのは、やっぱりもう買収がなかなか大変だったということの理解でいいんですか。現在はどのような段階にあるわけでしょうか。そのことを質問いたします。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） 質疑の2回目の質問といたしまして、先ほどの工事予定の件でございますが、先ほど当組合の嶋田課長より申しましたように、170メートルの道路整備地区につきましては、まだ工事発注はしておりませんでして、ただ、今年度に入りまして、予算をいただきながら、地権者及び水利組合との協議、また、関係機関との最終的な調整に時間を要し、これからの発注となりましたということでございます。発注の条件がようやく整いましたので、これから発注とさせていただきますして、令和3年4月1日までに全線の供用開始に向けてしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本進君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 予定どおり済んでいないということがよくわかりました。

それから、次に、議案第8号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について質問いたします。

（1）平成30年度決算の特徴について説明を求めます。

①歳入歳出の差し引き残高が、平成29年度決算に比べて5,343万5,630円ふえて1億5,411万354円となっていることについて、どのように評価するのか。

つまりここで言っているのは、黒字になったからいいというふうには、よく見るとならない。いわゆる後でも述べますが、予算はたてたけども不用額というのがかなりあると、工事。そういうことが積み重なるとやはり黒字になるわけです。単純に良とはいかないというふうには思っているから、こういうことを質問するんですけども。

それから、②平成29年度の決算になかった循環型社会形成推進交付金の新たな収入済額として

4億2,748万1,000円が計上されています。これはですね、循環型社会形成推進交付金の予定総額の何%に当たるのか。改めてお聞きをいたします。

(2) 決算書6ページですけれども、回収資源有価物売却料の収入済額3,619万834円について個別の説明を求めます。

あわせて、私はこの資源物は値段も動くわけであって、昨年、平成29年度決算の議案質疑も資料を要求しました。討論のときにも要求いたしました。新治広域によると、歳入決算説明書というのがあって、使用料及び手数料、諸収入が細かく書いて、変動もよくわかるものです。私はこの議案質疑をする上でこの資料を求めましたけれども、現在に至るも、私の手元には届いておりません。やはりいろいろ執行部の状況もあるかと思うんですけれども、しかし、市民を代表して質問している議員を、決算を審議する上でも当然の資料請求をなぜ出さないのか、お答えください。

(3) 決算書18ページ、工事請負費8億9,065万6,000円のうち4,168万960円を不用額としております。この理由、内容、説明をお願いします。

(4) 決算書18ページ、補償補填及び賠償金2,100万円のうち245万3,320円を不用額としております。これはどういう事情でどういう内容なのか説明を求めます。

(5) 決算書22ページ、財政調整基金は決算年度末で4,746万9,000円もあるのです。私は、例えばこういうお金があるわけですから、お金がないわけではないんです。かつての白雲荘利用者がふれあいの里に行くときの不足額300円の補助を十分出せると。お金がないわけじゃないんですね。やはり、本当に住民の立場に立ってやる気があるかどうかということにもつながる問題として、活用すべきだと。強い要求があるわけだから、お金があるわけですから、そのことを質問いたします。

以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 総務課長・宮本君。

○総務課長（宮本明君） 私からは、2点目、議案第8号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についての(1)の①と(5)についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)の①について、予算編成の際、歳入面では、歳入欠損が生じないように、事業ごとに予算を計上しております。また、歳出面では、個々の事業の執行に当たり、不足額が生じないように事業ごとに予算を計上しております。また、経費節減に取り組んでいることなどから、適正に予算執行した結果と考えております。

この歳入歳出差し引き額につきましては、構成市町と協議の上、当該年度の執行状況を勘案し、負担金の減額補正をしたり、次年度の繰越金で調整をさせていただきたいと考えております。

次に、（５）について、この財政調整基金につきましては、霞台厚生施設組合資金積立金条例により、基金の管理及び処分に関し必要な事項が定められております。経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合や、災害により生じた経費、または減収を埋めるための財源等、財政運営上、年度間の財源の平準化を調整するための基金となっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長（嶋田勉君） 私からは、まず１点目の②についてご答弁申し上げます。

循環型社会形成推進交付金でございますが、新ごみ処理施設のエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設に係る工事費や施工監理費、東京電力系統連携接続負担金などが交付対象となるものでございます。

現時点では約59億円の交付金を見込んでおりますので、平成30年度決算の収入済額４億2,748万1,000円は約7％となります。

次に、（３）について答弁申し上げます。

工事請負費の不用額4,168万円でございますが、平成30年度決算の内訳ですが、新広域ごみ処理施設整備工事が、予算額7億9,065万6,000円に対し支出済額7億9,065万5,040円で不用額960円です。新広域ごみ処理施設周辺環境整備工事が、予算額1億円に対し支出済額5,832万円で不用額4,168万円です。合わせて4,168万960円が執行残となり、不用額となったものでございます。

次に、（４）についてご答弁申し上げます。

補償補填及び賠償金でございますが、平成30年度補正予算に2,100万円を計上いたしましたが、翌年度に1,651万7,000円を繰り越した残額245万3,320円が不用額となったものでございまして、補償の相手方が補償を放棄されたことによるものです。

以上です。

○議長（山本進君） 業務課長・高野君。

○業務課長（高野浩通君） 議案第8号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についての（２）について答弁申し上げます。

資源回収有価物売却料収入済額3,619万834円ですが、平成30年度に売却いたしました鉄、アルミ、無色瓶、古紙類、ペットボトル、小型家電品の売却収入でございます。

これらの個別の収入決算額ですが、鉄類が1,292万7,730円、アルミが1,792万5,991円、無色瓶が23万7,800円、古紙類が113万8,553円、ペットボトルが386万3,233円、小型家電品が9万7,527円でございます。

これらの品目別、月別の売り払い量等につきましては、お手元の平成30年度歳入歳出決算主要施策説明書に記載してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本進君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 答弁がありましたけれども、ですから不用額というのは、理由は一通りじゃないと思うんですけれども、私はやはり計画の立て方にですね問題があるといいますか、具体的には、それが適正じゃなかったという面もあるのかなかということを知りたいわけです。

それから、いろいろと担当者から売り払いの状況が、説明がありまして、その外郭的なのは、たしかに決算書には書いてあるわけですが、その具体的な変化発展というのはわからないので、これはやっぱり3市1町の中でやっていただいている点ですぐれているやり方があれば、それはやっぱり霞台でも学んでやって、みんなに普及していただければいいんじゃないかなというふうに考えて要求しているわけでありまして。

じゃ、次の議案質疑に移りたいと思います。

最後に、議案第9号です。霞台厚生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて質問いたします。

（1）どういう職種のどのような人数が会計年度任用職員に移されるのか。そのうち女性の人数と割合はどうか質問いたします。

（2）常勤職員に比べて、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員の給与は、時給にしてどの程度になるのか。

（3）新広域ごみ処理施設の完成、先ほども答弁の中にありましたけれども、2021年、令和3年4月に供用開始となりますと、DBO方式なので、やはり令和3年から20年間の管理を委託して、先ほど言われましたけれども、要するに日立造船関係の企業グループに、管理が変わるという契約までしているんですけれども、その段階で人事体制が大幅に変わると思うんです。そうなった場合に、ここでいう職員の、会計年度任用職員というのはどのような人数になると想定されているのか、お伺いいたします。

この問題についても、私は課ごとの常勤職員数と非常勤、非正規職員の一覧表を要求しましたけれども、これも資料要求は、文書でも議案質疑の中に明確に書いて要求しましたけれども、これも私の手元には届いていないと。これはね、やっぱり私はうまくないと思うんですね。

以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 総務課長・宮本君。

○総務課長（宮本明君） 3点目、議案質疑、議案第9号・霞台厚生施設組合会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例を制定することについての（１）について答弁申し上げます。

本組合の現状から申し上げます、臨時職員として勤務しております１名でございます。令和２年４月１日からの会計年度任用職員の職員配置、採用計画については、現在、未定でございます。

次に、（２）について、採用される職種にもよりますが、石岡市の基準によって金額も算出されるものをご理解を願います。石岡市議会第３回定例会で示されました条例のとおり、準用して適用していく予定でございます。

次に、（３）について、現時点では未定でございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） ９番・小松豊正君。

○９番（小松豊正君） 今、答弁の中で、要するに職員ということで考えてみたときに、いわゆる非常勤職員ですね。この会計年度任用職員が適用されると思われる職員は１人だと。それ以外は全部これは、先ほどシルバー人材センターにもありましたけれども、市の職員じゃなくて、委託でまた別枠という方というふうに理解するんですけれども、私ができるように、１名とはどういう仕事をしているんですか。それ以外は、一切もう職員ではなくて、市の職員の枠外、シルバー人材、どれくらいいるんですか。それを質問します。

○議長（山本進君） 総務課長・宮本君。

○総務課長（宮本明君） シルバー人材センターのお話がありましたが、現在、委託職員は１名でございます。職種の内容としましては、計量事務等の料金徴収等に当たっていただいております。

以上でございます。

○９番（小松豊正君） それは、１名は市の職員じゃないでしょ、職員が１名いるって言ってたでしょう。非正規のそれを聞いているんですよ。

○議長（山本進君） 総務課長・宮本君。

○総務課長（宮本明君） 一般事務の補助となります。

以上です。

○議長（山本進君） 以上で議案質疑を終結します。

（討 論）

○議長（山本進君） 次に、討論に移ります。

９番・小松豊正君。

○９番（小松豊正君） ９番、日本共産党の小松豊正です。

議案第７号・令和元年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第１号）についての反対討論を

行います。

この議案は、新広域ごみ処理施設の建設に伴う周辺環境整備事業費の一部である1億4,503万5,000円を繰越明許費として計上しようとするものです。私はごみの減量化、資源化について、3市1町内になる3つのごみ処理施設を長寿命化して、地域住民とともに取り組んでいくということが基本で重要であると。ですから、非常に広大な、言ってみれば筑波山の下からですね霞ヶ浦まで、そして県都水戸の近くまで、ものすごい広大なところから出るごみをですね、一般廃棄物を一極に集中するという広域化には反対をしてきました。

したがって、広域化のための周辺環境整備事業費を繰越明許費とする補正予算にも反対いたします。

以上、議員各位の賛同をお願いして、議案第7号・令和元年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）についての反対討論といたします。

次に、議案第8号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論を行います。

今、地球温暖化の進行、海洋をはじめとするプラスチック汚染の拡大で、改めてごみの減量化、資源化が大きな課題になっています。そして、それは地域住民の理解と共同によってこそすすめることができます。

ところが、今回の広域化による新ごみ処理場建設は、住民の理解がさまざまで、理解、得られないまま、また、いきなり3つのごみ処理場の長寿命化の可能性を検証しないまま、国・県の言いなりにごみ処理施設の一極集中が強行されてきました。その第1回目の決断は、平成27年度決算です。平成30年度決算は広域化を強行して4回目の決算になります。平成29年度には事業選定委員会の議事録も明らかにしないで、新広域処理施設整備、運営事業契約の締結を行い、また、建設の障害になるという理由で、長い間、地域住民から親しまれてきた高齢者福祉施設、白雲荘を、住民の反対の声にもかかわらず解体しました。白雲荘の運営にかかわる民生費は、前年の平成28年度決算額2,966万8,278円が、約3,000万円の民生費を予算計上して決算であったわけですが、これが平成29年度決算ではゼロ、皆減となりました。

また、かつての白雲荘利用者が、新治事務組合の行っているふれあいの里を利用するときの差額300円の補助を求める声にも何ら応えず、地域の福祉にとって重大な後退となったままで推移しています。

このような平成30年度決算認定に賛成することはできません。反対いたします。

また、昨年の決算質疑の中でも要求した歳入歳出説明書、使用料及び手数料、諸収入、今回も用意されていませんでした。また、そういうような人事の問題も資料がなかったと。このような

執行部の態度に反省を求め、改正を強く求めます。

以上、議員各位の賛同を願って、議案第8号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論といたします。

続いて、議案第9号・霞台厚生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについての反対討論を行います。

霞台では人数が少ないとはいえ、やはり反対理由の第一は全体として、臨時、非常勤の正規化、正規職員定員拡大など、根本的な改革がない。人数は少ないけれどもそういう状況が反映しております。それから、民間の非正規労働者には認められた解雇法適用による、無期転換の条が対象外とされ、司法の場でも、歯止めがかからなかったことで、不安定、低賃金の非常勤職員が、自治体職場でも増え続けてまいりました。私はそういう点で反対です。

それから、反対理由の第2は、会計年度任用職員の制度、これは新たな霞台の制度でどうなるのか、はっきりしない面もありますけれども、こういう制度は入口規制のない有期任用の職となっており、会計年度ごとの任用と雇止め、地方自治体の判断で進めることも可能となっているわけであります。そういう点で、私は合法的な人員の調整である、そういう可能性がやっぱりある。

以上で、議案第9号・霞台厚生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについての反対討論といたします。

以上、議員各位の賛同をお願いするものです。

○議長（山本進君） 以上で討論を終結します。

（採 決）

○議長（山本進君） これより採決に入ります。

議案第7号・令和元年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第8号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第9号・霞台厚生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについてを採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

(日程第7 閉会中の継続調査の申し出について)

○議長（山本進君） 日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員長から議会会議規則第67条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。



◎閉会の宣告

○議長（山本進君） 以上で今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年度霞台厚生施設組合議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 山 本 進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 澤 秀 雄

署名議員 櫻 井 信 幸

資 料

令和元年霞台厚生施設組合議会第2回定例会議事日程

令和元年10月11日

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第7号ないし議案第9号

議案第7号 令和元年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）

議案第8号 平成30年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第9号 霞台厚生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて

日程第5 一般質問

日程第6 議案質疑・討論・採決

日程第7 閉会中の継続調査の申し出について

令和元年度 霞台厚生施設組合議会第2回定例会発言通告一覧

【一般質問】

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	小松豊正	<p>1 新ごみ処理施設建設の進捗について</p> <p>(1) 消費税が10月から10%になったことで、建設費総額、周辺環境整備費、既存施設の解体工事費、中間置場設置費用はどうなるのか。それらを合計した金額はどうなるのか。</p> <p>(2) 中間置場の設置計画はどうなっているのか。なぜ茨城・美野里だけなのか。新治になぜ設置しないのか。</p> <p>(3) 霞台厚生施設を含めて3市1町内にある既存ごみ処理施設の解体の協議、解体費についてはどうなっているのか。</p>	管理者、副管理者、事務局長、担当課長
		<p>2 地域還元施設の建設について</p> <p>(1) モデル候補地 A (霞台厚生施設組合敷地内) のどこに、いつ建設するのか。</p> <p>(2) 地域還元施設の温浴施設にごみ焼却熱を利用するよう、新ごみ処理施設建設計画を修正すべきと考えるがどうか。</p> <p>(3) 白雲荘を利用していた市民が、新治広域事務組合のふれあいの里を利用すると500円払わなければなりません。関係住民が差額300円の補助をしてほしいと要望しているが、その後どうなったか。</p>	管理者、副管理者、事務局長、担当課長
		<p>3 3Rの推進について</p> <p>(1) 3市1町内で実施されている廃プラスチック類、草木類、古布の分別・資源化はどのように行われているか、説明を求める。</p> <p>(2) 3市1町の「一般廃棄物処理基本計画」と霞台厚生施設組合の「一般廃棄物処理基本計画」との関係について説明を求める。</p> <p>(3) 事業所ごみの分別・資源化の現状と対策について説明を求める。</p> <p>(4) いま、世界的に地球温暖化対策、廃プラスチック汚染対策が重視されているなかで、2021年4月の供用開始にむけて、廃プラスチック類、草木類、古布の分別・資源化を含めてさらなる3Rを推進する目標と決意について、お伺いします。</p>	管理者、副管理者、事務局長、担当課長

令和元年度 霞台厚生施設組合議会第2回定例会発言通告一覧

【議案質疑】

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	小松豊正	1 議案第7号 令和元年度 霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）について （1）繰越明許費として計上されている周辺環境整備事業費 145,035 千円の内訳内容と繰越明許費とする理由について説明を求める。 （2）翌年度に繰り越して使用完了できる根拠の説明を求める。	担当課長
		2 議案第8号 平成30年度 霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について （1）平成30年度決算の特徴について説明を求める。 ①歳入歳出差引残高が平成29年度決算に比べて5,343万5,630円増えて1億5,411万354円となっていることについて、どのように評価するか。 ②平成29年度決算になかった循環型社会形成推進交付金が新たに収入済額として4億2,748万1千円計上されているが、これは交付予定総額の何%にあたるか。 （2）決算書6ページ 回収資源有価物売却料について個別の説明を求める。 （3）決算書18ページ 工事請負費890,656,000円のうち41,680,960円を不用額としたことについて説明を求める。 （4）決算書18ページ 補償補填及び賠償金21,000,000円のうち2,453,320円を不用額としたことについて説明を求める。 （5）財政調整基金は決算年度末で4,746万9千円もあるので、かつての白雲荘利用者がふれあいの里に行くときの300円補助などに活用すべきと考えるがどうか。	管理者、副管理者、事務局長、担当課長
		3 議案第9号 霞台厚生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて （1）どういう職種のどのような人数が会計年度任用職員に移されるのか。そのうち女性の人数と割合はどうか。 （2）常勤職員に比べて、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員の給与は時給にしてどの程度になるのか。 （3）新広域ごみ処理施設の完成にともなう新たな人事体制のなかで、会計年度任用職員はどのような人数になるのか。	管理者、副管理者、事務局長、担当課長